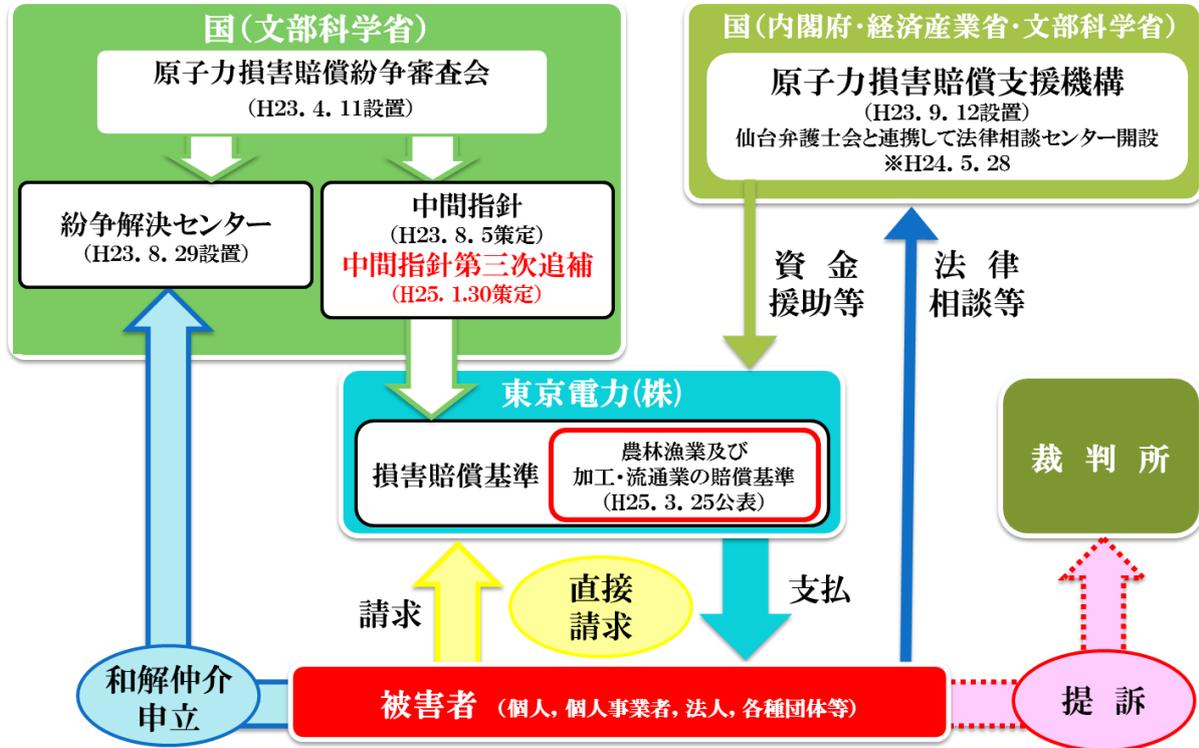


# 東京電力福島第一原子力発電所事故に係る損害賠償の仕組みについて

宮城県環境生活部原子力安全対策課

## 1. 損害賠償請求制度の概要



## 2. 中間指針，中間指針第三次追補における農林水産物の風評被害に関する主な賠償の範囲

項目 県名	品目等									
	農産物 (食用)	茶	林産物 (食用)	花き	水産物 (食用・ 餌料用)	畜産物 (食用)	牛肉・ 肉用牛	家畜飼料 ・薪・木炭	家畜 排泄物 堆肥	牛乳・ 乳製品
北海道					◎					
青森			◎		◎		○			
岩手	◎		◎		◎		○	◎	◎	◎
宮城	◎	◎	◎		◎		○	◎	◎	◎
秋田							○			
山形							○			
福島	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
茨城	○	○	○	○	○	○	○		◎	○
栃木	○	○	○	○	○	○	○	◎	◎	○
群馬	○	○	○		○		○			◎
埼玉	○	○	○				○			
千葉	○	○	○		○		○		◎	
東京		◎	◎							
神奈川		○	◎							

【凡例】 ○: 中間指針(平成23年8月5日策定)により認められた品目  
 ◎: 中間指針第三次追補(平成25年1月30日策定)により認められた品目  
 ※農林水産物の風評被害に関する項目の北海道・東北・関東地方部分を抜粋

### 3. 損害賠償請求における方法の比較

東京電力株式会社に対する損害賠償請求の方法には、①東京電力(株)に対する直接請求、②原子力損害賠償紛争解決センターへの和解仲介申立、③裁判所への提訴の3つの方法が考えられます。

	直接請求 (東京電力が定める基準の範囲内)	和解仲介申立	裁判所への提訴
手続きの概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○東京電力の定めた基準と請求書により東京電力に直接請求する。</li> <li>○東京電力は基準に基づき支払う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○原子力損害賠償紛争解決センターに和解の仲介の申立をする。</li> <li>○申立人と東京電力の間に法律の専門家が入り、和解案の提示をする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○裁判所に訴えを提起して裁判を行う。</li> <li>○裁判官が原告と被告双方に証拠書類等の提出を求め、賠償額を判決で示す。</li> </ul>
手続きの方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○東京電力コールセンターに電話をして請求書を取り寄せ、必要事項を記入して裏付資料とともに郵送する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○紛争解決センターに電話をして申立書を取り寄せ、必要事項を記入して裏付資料とともに郵送する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○訴状を作成し、証拠書類とともに裁判所に提出する。</li> </ul>
提出先及び相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福島原子力補償相談室：東京都（提出）</li> <li>○東北補償相談センター：仙台市（相談等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○センター事務所：東京都（提出、相談等）、福島県（相談、聴取等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○裁判所及び各支部：仙台市、大河原町、大崎市、石巻市、登米市、気仙沼市、栗原市</li> </ul>
弁護士等の必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般的に弁護士などの専門家の助力は必要ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○弁護士などの専門家の助力が必要となる場合もある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般的に弁護士などの専門家の助力が必要である。</li> </ul>
請求にかかる費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○請求自体に費用はかからない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○申立自体に費用はかからない。</li> <li>○弁護士を依頼した場合は、着手金と成功報酬等が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○請求額に応じて印紙代が必要。</li> <li>○弁護士を依頼した場合は、着手金と成功報酬等が必要。</li> </ul>
請求者の書類作成等の負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>○東京電力が定める書式に従うため、請求者の負担は小さい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○請求の裏付資料を独自に用意する必要があるため多少の負担はある。弁護士を依頼した場合は、負担は軽減される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○訴状の作成や厳格な証拠書類等が求められるため、負担は大きい。弁護士の助力により、負担は軽減される。</li> </ul>
解決までに要する時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○東京電力が定める基準に即した請求となるため、早期に支払が受けられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○申立から和解案の提示まで3ヶ月が目標とされているが、現在は平均8ヶ月程度を要している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般的に解決まで数ヶ月から1年以上の時間がかかることが予想される（案件により相当の差がある）。</li> </ul>
賠償金額及び対象期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○東京電力が定める基準で算定された金額、対象期間となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○仲介委員が、総括基準を参考に、被害者の個別事情に応じて金額や対象期間を算定する。</li> <li>○東京電力が定める基準を上回ることも下回ることもあり得る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○裁判官が証拠に基づき相当と考える金額や対象期間を算定する。</li> <li>○東京電力が定める基準を上回ることも下回ることもあり得る。</li> </ul>

## 4. 相 談 窓 口 等

### 東京電力(株)の相談窓口

#### ・福島原子力補償相談室（コールセンター）

午前9時～午後9時（年中無休） 電話での相談対応 0120-926-404

#### ・東北補償相談センター 窓口での相談対応

〒980-0811 仙台市青葉区一番町4-6-1 仙台第一生命タワービル 1階

午前9時～午後5時（平日）

### 和解仲介申立

#### ・原子力損害賠償紛争解決センター

午前10時～午後5時（平日） 問い合わせ先 0120-377-155

〔東京事務所〕 和解仲介手続申立書の郵送先

〒105-0003 東京都港区西新橋1-5-13 第8東洋海事ビル9階

〔第二東京事務所〕

〒105-0004 東京都港区新橋1-9-6 COI新橋ビル3階

〔福島事務所〕

〒963-8811 福島県郡山市方八町1-2-10 郡中東口ビル2階 ほか4支所（福島県内）

### その他の相談窓口等

#### ・原子力損害賠償支援機構・仙台弁護士会 仙台弁護士会法律相談センター

午前10時～午後3時（平日） 予約電話番号 022-223-2383

#### ・宮城県環境生活部原子力安全対策課 事故被害対策調整班

午前8時30分～午後5時15分（平日） 損害賠償請求に関する相談 022-211-2340

## 5. 用語の解説

### 原子力損害賠償紛争審査会

- ・原子力発電所事故に伴う放射線による損害賠償を円滑に進めるために文部科学省に設置された機関で、学識経験者によって構成される。
- ・損害に関する調査・評価、当事者による自主的解決のための指針の策定、和解の仲介などを行う。

## 東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害範囲の判定等に関する中間指針 (いわゆる「中間指針」)

- ・被害者と東京電力との損害賠償に関する円滑な話し合いと合意形成のために，平成23年8月5日に，原子力損害賠償紛争審査会が「東京電力株式会社が賠償すべき損害」を示したもの。
- ・中間指針に示されなかったものでも，個別具体的な事情に応じて損害と認められる場合がある。

## 東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第三次追補（農林漁業・食品産業の風評被害に係る損害について）(いわゆる「中間指針第三次追補」)

- ・平成25年1月30日に，原子力損害賠償紛争審査会が，中間指針策定以降に確認されている農林漁業等の風評被害について，新たに品目・区域を追加して示したもの。

## 原子力損害賠償紛争解決センター（ADR：裁判外で紛争を解決するための簡易な手続）

- ・原子力発電所の事故により被害を被った人々が円滑，迅速，公正に紛争を解決することを目的として設置された公的機関。
- ・原子力損害賠償紛争審査会の下部組織で，法律の専門家によって構成されている。
- ・中立・公正な立場の仲介委員（弁護士等）が和解案の提示や仲介を行う。
- ・仲介委員が行う和解の仲介にあたって参照される総括基準を策定する。

参考：和解仲介手続の実施状況（平成25年5月2日現在）

項目	件数（件）	割合（％）
(1) 申立件数	6,288	(100) (2)+(3)
(2) 既済件数	3,478	55.3 (2)/(1)
全部和解成立	2,530	40.2
取下げ	521	8.3
打切り	426	6.8
却下	1	0.0
(3) 現在進行中の件数 (1)-(2)	2,810	44.7 (3)/(1)
提示中の全部和解案	434	6.9
(4) 和解成立件数	3,078	49.0 (4)/(1)
全部和解	2,530	40.2
一部和解成立	447	7.1
仮払和解成立	101	1.6

## 原子力損害賠償支援機構

- ・原子力事業者が損害賠償を実施するための資金援助を行うほか，損害賠償の円滑な実施を支援するため，被害者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行っている。